

いきいき 子育て応援



目次

子ども・子育て支援新制度について	1
利用手続きについて	2～11
保育所・認定こども園	12～17
子育てMAP	18
子育て支援センター・子育て応援	19～20

子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国一斉にスタートしました。

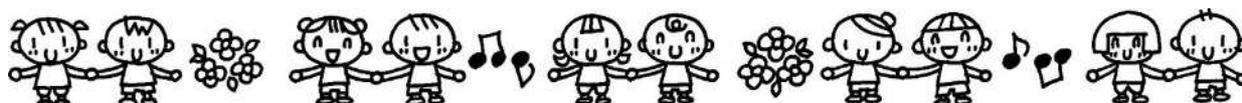
支給認定の認定区分

幼稚園・保育所・認定こども園を利用するお子さん一人ひとりに、利用のための認定を受けていただき、利用可能な施設の種類の種類が決定されます。

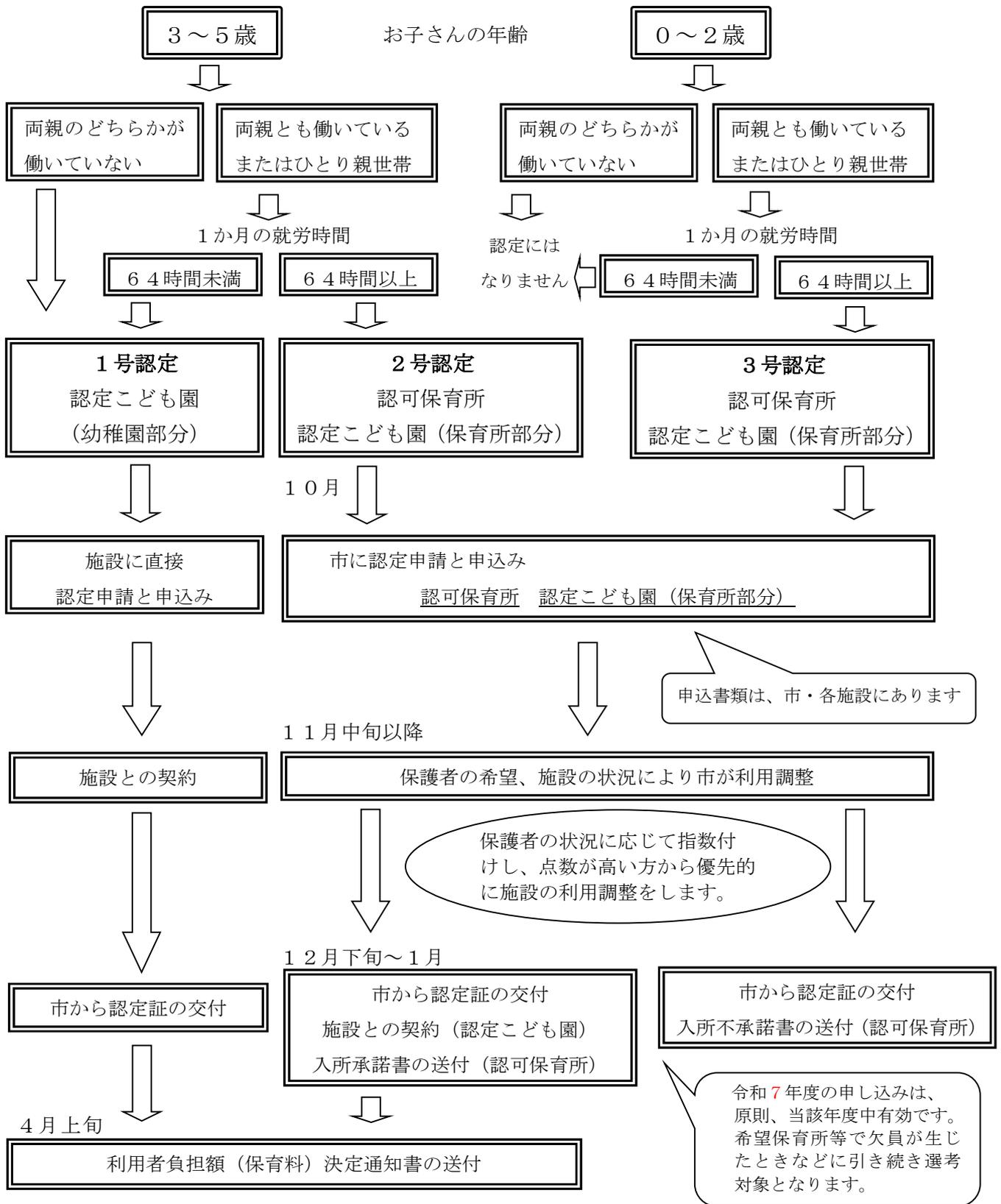
区 分	対象となる児童	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育(幼稚園)を希望する場合	幼稚園、認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保育の必要があり、保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園 (保育所部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保育の必要があり、保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園 (保育所部分)

2号認定・3号認定は、勤務状況や家庭の状況によって、保育時間が保育短時間と保育標準時間に区分して認定されます。

- 保育短時間(1か月あたり64時間以上)
1日8時間まで利用
- 保育標準時間(1か月あたり120時間以上)
1日11時間まで利用



利用申込から決定までの流れ



◎ 令和7年4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要するため、認定の審査結果 (支給認定証) は入所承諾書と併せて12月下旬～1月にお知らせいたします。

保育の必要性の認定基準

1号認定の場合は不要です

保育所・認定こども園（2号認定・3号認定）を利用できる児童は、0歳から5歳までの小学校入学前の児童で、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。



- ① **（就労等） 月64時間以上の労働を常態とすること**
家庭外労働 児童の保護者が家庭の外で仕事をするこゝで、その児童の保育ができない場合
家庭内労働 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするこゝで、その児童の保育ができない場合
- ② **（妊娠・出産）** 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- ③ **（疾病・障がい）** 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、その児童の保育ができない場合
- ④ **（介護等）** 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- ⑤ **（災害復旧）** 火災や、風水害や、震災などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ⑥ **（求職活動）** 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- ⑦ **（就学）** 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
- ⑧ **（虐待やDVのおそれがあること）**
- ⑨ **（育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること）**
- ⑩ **（その他、やむを得ない事情があると市長が認めるとき）**

申込受付について

2号・3号認定

保育所・認定こども園（保育所部分）利用希望の場合

《令和7年4月1日から利用開始を希望する方》

- 受付期間 窓口申請 令和6年10月1日（火）～10月31日（木）まで
マイナポータル 令和6年10月1日（火）～10月15日（火）まで
※申込み受付順ではありません。
- 対象 3頁、保育の必要性の認定基準（①～⑩）に当てはまる方
- 受付場所 上山市役所 子ども子育て課 1階 11番窓口

■留意事項

- ・利用については、原則として保護者の方と直接面談して「保育の利用を必要とする」状況をお聞きし、施設を利用できる基準に当てはまる場合に施設利用を決定します。
- ・両親の勤務状況、介護や看護の状況等、家庭事情などにより順位を決め、優先順位の高い方から決定しますので、**必ずしも第1希望の保育所を利用できるとは限りません。また、施設の入所状況によっては希望する施設を利用できない場合もあります。**あらかじめご了承くださいようお願いいたします。
- ・1号認定の手続きは、各幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）で実施していますので、各園にお問い合わせください。

■出生前仮受付

令和7年4月1日に利用を始める希望の方に限り、出生前の仮受付を行います。

申請書の児童名は空欄で申込みをしていただき、お子さんがお生まれになった後、本受付となり、面談実施後に本決定となります。

仮申請対象者…令和7年1月31日までに生まれる予定のお子さん

《令和7年4月2日以降から利用開始を希望する方》

途中入所

- 受付開始 令和7年2月から
- 申込み締切日** ※入所希望日が土曜日の場合は、翌週月曜日からの入所となります。
各月1日～15日利用希望日の方・・・前月の5日まで
各月16日～末日利用希望日の方・・・前月の20日まで
※締切日が土日祝日の場合は前開庁日まで

■留意事項

産休、育休期間終了などで年度途中の利用を希望されるときも受け付けます。なお、育児休業中の方の利用は仕事復帰1か月前からとなります。

年度途中の利用希望は保育士や園の状況により施設の利用ができない場合があります。

【入所申込の電子申請（マイナポータル）について】

マイナポータルの『ぴったりサービス』を使った電子申請の申込ができます。

マイナポータルの申し込みフォーム（下記QRコード）にログインし、入力案内に従い申請してください。

申請はこちらから→



■電子申請の申込に必要なもの（2と3は、どちらか一方が必要となります。）

- 1 保護者のマイナンバーカード及び暗証番号
- 2 インターネットに接続できるPC＋ICカードリーダー（マイナンバー対応のもの）
- 3 マイナンバーカード対応のスマートフォン
- 4 保育所入所申請に必要な添付書類

■受付期間 令和6年10月1日（火）8:30～10月15日（火）17:15

※10月16日（水）以降は、窓口申請のみです。ご注意ください。

不足書類があった場合にやり取りに時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。
電子申請での受付が完了しましたら、子ども子育て課より連絡します。

■電子申請の申込に係る注意事項

- ・申込には、保育の必要とする理由が確認できる書類を電子データで添付していただきます。必要書類については、6頁「申込に必要な書類等」をご確認ください。
- ・原則来庁不要ですが、申請内容や添付書類に不備があったときには、来庁いただく場合があります。
- ・出生前仮受付の申込みについては、窓口受付のみになります。
- ・認定こども園（幼稚園部分）は園に直接申込が必要なため、電子申請の申込の対象外になります。



申込に必要な書類等

1 申込書（認定申請書兼児童台帳）

申込書（認定申請書兼児童台帳）は、市役所の子ども子育て課、または各保育所、各認定こども園、総合子どもセンター「めんごりあ」にあります。（申込児童ごとに記入必要）

2 保育の利用を必要とする証明のために提出いただく書類

児童の**両親**の書類を提出していただきます。

下記の用紙（就労証明書、求職活動申告書、申立書（疾病・介護等））は、子ども子育て課、各保育所、各認定こども園、総合子どもセンター「めんごりあ」にあります。

区 分	添 付 書 類
会社などに勤めている方	就労証明書 （会社、事業主等から証明してもらってください。）
育児休業中の方 ※ ¹	
勤務が内定している方	
自営業や農業などの方	
求職活動をしている方	ハローワーク（公共職業安定所）の 求職受付票（ハローワークカード） ※求職受付票がない場合は 求職活動申告書
学校などに通っている方	在学証明書 （学校等から証明してもらってください。）及び、 時間割等
病気や負傷している場合	申立書（疾病・介護等） 及び、 医師の診断書 （加療期間と、児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がい者を有している方	障がい者手帳の写し
同居の家族の介護や看護	申立書（疾病・介護等） 及び、介護や看護が必要な方の 診断書 、または、 障がい者手帳・介護保険被保険者証の写し
出産の前後 （産前・産後の各8週間）	母子手帳の写し （分娩予定日、または誕生日が記載されているページ）

※¹ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である方、または、新規申込受付時、育児休業中の方。

◎ 他にも、申請された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

◎ 申込みの手続きに、個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認が必要です。
詳しくは「個人番号（マイナンバー）確認についてのお願い」をご覧ください。

3 その他

・保育の実施期間中に**申込内容に変更があった場合**は、その都度、市役所の子ども子育て課または各施設へ申し出てください。育児休業に入る際や、仕事の内容が申し込み時点から変更になったときは、就労証明書等の提出が必要となります。

「保育の事由」や「保育の必要量（保育短時間・保育標準時間）」が変わる場合は、利用者負担額（保育料）、延長保育利用料の算定方法が変更になりますので、速やかに支給認定変更申請書及び必要書類を子ども子育て課に提出してください（具体的な算定方法変更の取扱いについては、7頁参照）。

・保育の実施期間は、保育の実施を希望する期間の範囲内で、かつ、保育の利用が必要と認められる期間です。保護者が就労をやめ、保育の利用の必要性が認められなくなったときなど、基準に当てはまらなくなった場合は、保育の実施を取り消すことになります。

◆育児休業中の継続利用について

保育短時間認定になりますので、支給認定変更申請が必要となります（育児休業中の新規利用はできません）。

◆求職活動で利用する場合について

保育の実施期間及び支給認定期間を90日間までとし、保育短時間に認定されます。引き続き施設利用を希望する場合は、速やかに就労し、支給認定変更申請書及び就労証明書等を子ども子育て課に提出して、保育の実施期間かつ支給認定期間等の更新手続きを行ってください。

◆食物アレルギーの対応について

除去食を希望される場合、入所が決定した園から、除去食提供に必要な診断書または生活管理指導表等の書類の提出をお願いしています。

利用者負担額（保育料）

■ 幼児教育・保育の無償化について

- ◎ 3歳以上児（1号・2号認定）は、無償化（0円）となります。
- ◎ 3歳児未満（3号認定）は、市民税の課税状況に応じて、無償化（0円）の対象となる場合があります。無償化に該当しない児童の利用者負担額（保育料）については、以下のとおり市民税で算定します。

令和7年度の保育料は、原則として父母の令和6年度及び令和7年度市民税額によって決定します。場合によっては、同居している家族（祖父母等）の税額も含めて決定します。また、市民税の年度切替に伴い、毎年9月が保育料の切替時期となります。

令和7年

翌年

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市民税額で算定					令和7年度の市民税額で算定						

◎ 支給認定変更後、利用者負担額（保育料）は、申請書を提出いただいて保育の必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定変更した月の翌月から変更になります。

■ 食材料費（主食費・副食費）について（幼児教育・保育の無償化関係）

- ◎ 主食費（米飯等） お支払い又は持参いただきます。
- ◎ 副食費（おかず・牛乳・おやつなど）お支払いいただきます。
ただし、年収360万円未満相当世帯の園児と第3子以降の園児は免除されます。
- ◎ 各保育所、各認定こども園に納めていただくようになりますが、各保育所等により納付方法が異なりますので各保育所等へお尋ねください。
- ◎ 副食費につきましても保育料と同様に毎年9月が切替時期となりますので、年収の増などにより、切替時期以降に納付いただく場合がございます。

※0～2歳児クラスは、月額保育料に含まれています。

延長保育利用料

※市立保育園の場合

・保育標準時間認定の方

	7:15	7:30	8:30	16:30	18:00	18:30	19:00
平日	延長保育①	保育標準時間				延長保育②	
土曜日	延長保育①	保育標準時間					

- ① 7時15分から 7時30分まで＝100円
- ② 18時30分から19時00分まで＝200円

・保育短時間認定の方

	7:15	7:30	8:30	16:30	18:00	18:30	19:00
平日	延長保育①	延長保育③	保育短時間	延長保育④	延長保育②		
土曜日	延長保育①	延長保育③	保育短時間	延長保育⑤			

- ① 7時15分から 7時30分まで＝100円
- ② 18時30分から19時00分まで＝200円
- ③ 7時30分から 8時30分まで＝30分毎100円
- ④ 16時30分から18時30分まで＝30分毎100円
- ⑤ 16時30分から18時まで（土曜日）＝30分毎100円

・限度額 月額3,000円（保育標準時間認定、保育短時間認定共通）

民間立保育所・認定こども園の延長保育利用料は、各施設にお問い合わせください。

◎支給認定変更後、延長保育利用料の算定は、申請書を提出していただいて保育の必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定変更した日から変更になります。

幼児教育・保育の無償化の概要

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童

- ◎ 3歳から5歳までの全ての児童の利用料は無償です。
（幼稚園については、月額上限2.57万円です。）
- ◎ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担になります。
ただし、副食費（おかず・牛乳・おやつなど）は、年収360万円未満相当世帯の児童と第3子以降の児童は免除されます。
- ◎ 私学助成対象の幼稚園については、無償化となるための認定を受ける必要がありますので、詳しくは入所する施設にお問い合わせください。
- ◎ 0歳から2歳までの児童については、市民税の課税状況に応じて利用料が無償化の対象となる場合があります。

■ 上記の施設に加え、地域型保育、企業主導型保育も同様に無償化の対象となります。

- ◎ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育を指します。
- ◎ 企業主導型保育については、従業員の児童と地域枠（従業員の児童以外）で入所する児童とで無償化になる手続きが異なります。

■ 幼稚園（認定こども園の幼稚園部分含む）の預かり保育を利用する児童

- ◎ 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - ◎ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育料が無償化されます。
- ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1.63万円が上限）

■ 認可外保育施設等を利用する児童

- ◎ 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ◎ 保育所、認定こども園等を利用できない児童が対象です。
- ◎ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要です。
- ◎ 3歳から5歳までの児童は、月額上限3.7万円、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童は、月額上限4.2万円までの利用料が無償化されます。

■ 認可外保育施設に加え、以下の事業も無償化の対象となります。

- ◎ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象になりますが、いずれも「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。既に認可保育施設等において保育の必要性の認定を受けている児童は、対象となりません。

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する児童についても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

- ◎ 児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援など

第2子以降の保育料無償化について

**令和5年度から市独自で実施！
所得制限、兄弟同時入所の要件なし！**

上山市では、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を無償化しています。

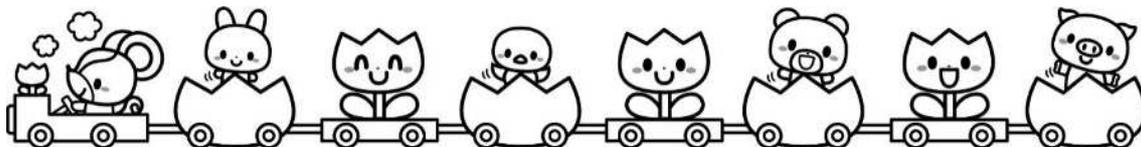
対象世帯 下記①②を満たす世帯

- ①上山市在住（保護者及び第2子の児童）
②保育所、認定こども園、届出（認可外）保育施設等に入所している児童に、
生計を一にする（※）18歳未満（4月1日時点）の兄弟等がいる

令和5年度入所申込書（支給認定申請書兼児童台帳）及び現在の住民基本台帳をベースに、多子世帯の軽減を実施しておりますが、保護者と生計を一つにするお子さんが別世帯の場合も軽減制度の対象になり、新たに利用者負担額を軽減算定する必要がありますので、該当する方は子ども子育て課に申出てください。

（※）生計を一にするとは

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・就学・療養等の都合上別居している場合であっても、休暇時には生活を共にする場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。



令和6年度上山市保育認定子ども(2号・3号認定)の利用者負担額基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額月額 上段：保育標準時間認定 下段：保育短時間認定		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0円 0円	令和元年十月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額(保育料)は無償化(0円)となります。	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円 0円		
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯で、その所得割の額が右記の区分に該当する世帯	48,600円未満 (均等割のみの世帯を含む)		ひとり親世帯等 0円 ひとり親世帯等以外の世帯 0円
		48,600円以上 50,000円未満		0円 0円
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯で、その所得割の額が右記の区分に該当する世帯	50,000円以上 97,000円未満		0円 0円
D2		97,000円以上 136,000円未満		34,500円 34,000円
D3		136,000円以上 169,000円未満		41,900円 41,300円
D4		169,000円以上 301,000円未満		52,200円 51,400円
D5		301,000円以上		56,000円 55,100円
D6				

※階層区分C、D1、D2については、令和3年9月から山形県と上山市が連携し実施した「保育料無償化に向けた段階的負担軽減」により無償化されました。

- 備考
- 「3歳未満児」とは、年度の初日(4月1日)に3歳に達していない児童です。
 - 4月から8月の利用者負担は、令和4年分所得より算定された令和5年度課税市町村民税で、9月から3月の利用者負担は、令和5年分所得より算定された令和6年度課税市町村民税で算定されます。
 - 市町村民税所得割額は、父母の合算額です。ただし、主に生計を支えている方が父母以外の場合は、その方の所得割額も合算されます。
 - 住宅取得控除や配当控除などの税額控除前の所得割額を対象とします。
 - ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
 - ・母子家庭世帯又は父子家庭世帯
 - ・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)
 - 生計を一にする18歳未満(年度途中で満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間)の兄又は姉等がいる場合は、利用者負担額は無料になります。

☆市町村民税の確認方法

各市町村課税担当課より送付される「給与所得に係る市町村民税・都道府県民税 特別徴収額の決定・変更通知書」、または、「市町村民税・都道府県民税納税通知書」に記載されている「市町村民税」欄の控除前所得税額を参考にしてください。

☆保育料以外に、施設によっては教材費等の実費がかかる場合がありますので、詳しくは各施設に確認ください。

保育所・認定こども園



・企業主導型保育所（地域枠）一覧

認可保育所

保育時間は、延長保育を含んだ時間となりますが、変更になる場合もあります。
延長時間は、別途料金がかかります。

施設名	所在地	電話番号	定員	保育時間 月～金（土曜日）	利用できる 認定区分	4月1日現在 年齢
市立みなみ保育園	河崎一丁目 1-45	672-0144	120人	7時15分～19時 (7時15分～18時)	2号・3号	6か月～2歳児
市立しらさぎ保育園	金生東二丁目 6-54	672-0025	120人			6か月～5歳児
子供の城保育園	高野字飯ノ森 25-1	673-5665	60人	7時30分～19時 (7時30分～18時30分)		2か月～5歳児

※令和4年度より、市立みなみ保育園は、0～2歳の低年齢児に特化した保育を行っています。
3歳児クラスへ進級の際に転園いただくことになります。

認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

施設名	所在地	電話番号	定員	保育時間 月～金（土曜日）	利用できる 認定区分	4月1日現在 年齢
かしのき幼稚園 お日さま	泉川字東河原 360	673-5547	95人	2号・3号 ※ ¹ 7時30分～19時 (7時30分～18時30分)	保育所部分 2号・3号	2か月～5歳児
上山幼稚園・ アイキッズ	旭町三丁目 1-23	672-5445	105人			
上山あいこども園 (仮称)	藤吾字原 1470-3	673-1108	120人	2号・3号 ※ ¹ 7時30分～19時 (7時30分～19時)	幼稚園部分 1号	3歳～5歳児

※¹ 2号・3号認定の場合の保育時間です（延長保育を含みます）。

幼稚園部分の1号認定の教育時間や一時預かりの時間は、各施設へお問い合わせください。

◆上山あい保育園は、令和7年度から認定こども園に移行する予定です。

企業主導型保育所（地域枠）

企業主導型保育所は、その企業の従業員の福利厚生を目的に設置・運営されておりますが、従業員以外のお子さんを預かる「地域枠」の設定があります。

施設名	設置・運営者	所在地	保育時間 月～土曜日	問合せ先
東和ほほえみ 保育園山形	東和薬品（株）	弁天一丁目 1-63	7時30分～19時30分 (延長保育含む)	674-7400 東和薬品(株)山形工場

※ 対象年齢などの詳細については、直接、問合せ先までお願いします。

保育園紹介

広い園庭や自然環境にめぐまれた中で、のびのびと活動できるように保育をしています。集団のなかでのいろいろな体験を通して、社会性を育てる保育を実践し、「たくましい心と体、思いやりの心」が育つことを目標にしています。

(環境)

市の中心部に位置し、隣接する市民公園を保育に活用しています。四季を通していろいろな散歩コースに出かけ、さまざまなものに触れ、あそびを広げています。

(受け入れ)

0歳児（生後6か月）から2歳児
4、5歳児

※令和4年度より、低年齢児に特化した保育を行っているため、新規入所は0～2歳児までとなります。



開放感のある園舎、広い園庭でのびのびと活動します。朝の挨拶など場面にあったあいさつを知り、おいしい手作り給食を食べて心も身体も成長します。絵本を通し、空想の世界を広げ、友達との関わりで共感したり、思いやりを育てる保育をしています。

(環境)

閑静な住宅街の中であり、木のぬくもりを感じさせる園舎、広い園庭、カラフルな遊具、二つの砂場と、子どものやさしい気持ちを育てる環境です。

(受け入れ)

0歳児（生後6か月）から5歳児まで



みなみ保

立市(園育保)

しろしき保

立市(園育保)



子供の

民（園育保城

「子どもたちが家庭的な雰囲気の中、様々な体験ができるよう配慮し、その経験をもとに自らの将来を生き抜いていける力の基礎を身につけること」を保育目標にしています。

子ども達が自ら体験し、出来ることを少しずつ積み重ねて成長できるように保育を行っています。沢山の体験の中から、得意なことを見つけ、次の挑戦を試みる心を育みたいと願っています。また、食材の美味しさを感じられるように配慮した給食を心掛けています。

(環境)

国道 13 号線とエコーラインの交差点のそばで交通の便がよく、蔵王も、市街も一望できます。園舎の周りの木々や草花から自然を感じ、季節に応じた遊びを楽しみます。

休日保育を行っています。

(利用する 1 週間前までに申込み)

(受け入れ)

0 歳児（生後 2 か月）から 5 歳児まで

実施主体：社会福祉法人 育子会



幼保連携型認定こども園紹介

保育所部

上山幼稚園の教育をスムーズに受ける為、また働くお保護様が安心して預けられる環境を第一に考え、幼稚園と同じ建物の中でたくさんのお兄さんとお姉さんと接しながら元気に過ごしていただけます。

(環境)

幼稚園と同じ敷地内に 2016 年に新設されました。幼稚園の施設は全てご利用いただけます。また床は裸足で歩くと気持ち良い板貼で、お子様はもちろん保護者様からも好評です。

(受け入れ)

0 歳児（生後 2 か月）から 5 歳児まで



幼稚園部

『強く・明るく・仲良く伸びる』をモットーに、60年の教育実績の元、運動・音楽・芸術など幼児期にしか伸ばせない『教育』を行っております。

また礼儀・協調行動の声かけも心がけており当園の卒業生は、地域の小学校の先生方からも高い評価をいただいております。

(環境)

幹線道路に面しているとは思えないほど閑静な環境をご用意できております。広い教室や園庭は、お子様が思いっきり活動でき、グラウンドではサッカーもできる環境になっております。

(受け入れ)

満 3 歳から 5 歳児まで

実施主体：学校法人 亀井学園





保育所部

0歳児から2歳児（3号認定子ども）は『お日さま』の園舎で保育を、3歳児から5歳児（2号認定子ども）は『かしのき幼稚園』の園舎で幼児教育と保育を行っています。

『お日さま』では基本的な生活習慣の習得のほか、幼保連携型認定こども園ならではの学びの要素を含んだ遊びを取り入れ、子ども達の好奇心をはぐくむ保育を行っています。

(環境)

『お日さま』は子ども一人一人の育ちを大切に見守るアットホームな施設です。園庭には2本の大きな柿の木があり、施設隣りには園の畑もあり、近くには川が流れ、小さい時期に特に必要な五感を育む自然環境が充実しています。



(受け入れ)

0歳児（生後2か月）から5歳児まで

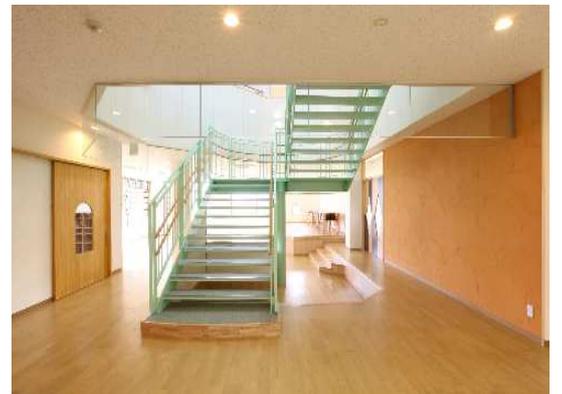
幼稚園部

保育園部の3歳児から5歳児（2号認定子ども）と幼稚園部の満3歳児から5歳児(1号認定子ども)と一緒に活動しています。

『将来どんな環境でも生きていける力＝自立心』の基になる経験を遊びの中から学ぶ事を大切にしています。その体験から、疑問に思う心・冒険心・探究心・協力する力や達成感などを満たす保育を心掛けています。

(環境)

子ども達の活動に合わせ柔軟にサイズ変更できる保育室には冷暖房が完備されています。かしのき畑の新鮮な野菜は子ども達自ら収穫し、時には調理をしてみんなにご馳走してくれる事もあります。園バスを利用して園外へ行く事も多く、近隣の山々や蔵王なども活動場所となっています。



(受け入れ)

満3歳から5歳児まで

実施主体：学校法人 真和学園



社会福祉法人 敬愛信の会「上山あい保育園」は、令和7年4月1日より幼保連携型認定こども園『上山あいこども園』(仮称)となります。これまでの保育園の機能に加え、保育及び教育の両方を受けられる園として、「あいの中で瞳輝く 子どもの育成」を更に充実して参ります。

本園は、園庭の他、隣接する広い原っぱ(西郷地区公民館敷地)や果樹園の多い自然豊かな地域に囲まれています。地域の方々の暖かいご理解とご支援のもと、あいあいファームでの野菜づくりに取り組み、自園給食と食育が充実しています。

「社会福祉法人 敬愛信の会」は東北文教大学を母体としており、平成19年4月1日に開園して以来、多くの卒業生が本園で活躍しています。

本園は、幼児主体の遊びを基本に、四季を通した豊かな体験と食育を重視し、地域の方々との交流や大学の人材を活用した「運動遊び」等を取り入れ、「あい・であい・ふれあい・そだちあい」の輪を育んでいます。



◎「上山あいこども園」では・・・

0歳児から2歳児までの保育を必要とするお子さん(3号認定)への保育、3歳児から5歳児までの保育を必要とするお子さん(2号認定)と教育時間のみ在園するお子さん(1号認定)に、教育・保育を行います。

◆0歳児から2歳児までの保育

「小さい組」のエリアや園庭・原っぱ、地域の自然環境の中で、保育士の温かな関わりのもと、ご家庭と密に連携しながら、発達段階に応じた大切な基礎「安心と信頼の基礎」「健康な体や言葉の発達を促す基礎」「基本的な生活習慣の基礎」を育んでいます。

◆満3歳児から5歳児までの教育・保育

小学校以降の学習や生活の基礎となる幼児期の「教育」と、保育が必要なお子さんへの「保育」の両方「教育・保育」を認定の区別なく行っています。「大きい組」のエリアを中心に、園庭・原っぱや果樹園に囲まれた地域の自然のもと、主体的な遊びを通して様々な「やってみたい」を楽しみ、試行錯誤しながら物事に取り組む姿勢を育んでいます。楽しい親子行事の他、外部講師による「運動遊び」や外国語に親しむ「えいごで遊ぼう」等を定期的に行い、楽しい活動を通して園児の心と体を育み、興味・関心を広げています。





子育てMAP



① 上山幼稚園・アイキッズ

⑥ 上山あいこども園 (仮称)

② かしのき幼稚園 お日さま

⑦ 総合子どもセンター「めんごりあ」(二日町プラザ1階)

③ みなみ保育園

⑧ 東和ほほえみ保育園山形

④ しらさぎ保育園

⑨ かみのやま病児保育室「ぼかぼか」(みゆき会病院敷地内)

⑤ 子供の城保育園





応援します！みなさんの子育て

子育てをしていて「ちょっと困ったな」というときはぜひご活用ください。

【発行】子ども子育て課 ☎672-1111（内線143・149）



★めんごちゃん集まれ〜♪ 子育て支援施設



総合子どもセンター「めんごりあ」 ☎672-5407

令和6年5月で6周年を迎えた、総合子どもセンター「めんごりあ」。0歳～小学生まで遊べる屋内遊び場や、親子やママたちもリフレッシュできるレッスン・イベントも開催しています。

【3歳以上エリア】ネット玩具・プレイグラウンド・キッズクリフ・音のステップ・滑り台など

【0～2歳エリア】ハイハイスペース・ベビーキャッスルなど

【その他】お絵かきウォール「キッズアトリエ」・交流エリア・学びの広場・おまごとコーナー

■開館時間 9：00～17：00

■休館日 毎月第2・4水曜日、1月1日

■利用料 無料



上山あいこども園(仮称)内子育て支援センター ☎673-1108

プレイルームや園庭を使って、心も体ものびのび！月一回、親子で楽しめる支援センター行事もあります。お家の方同士で、子育ての悩みを語らしましょう。ご利用を希望の方は、園にお問い合わせください。

【子育て支援センターの行事や内容】

○運動あそび ○親子体操 ○あいあいファーム体験 ○絵本の読み聞かせ・手遊び ○親子で製作
その他、栄養相談や身体測定も行ってあります。

■休館日 土・日・祝日、お盆、年末年始

その他、保育園の行事があるときなど、臨時休館の場合があります。

認定こども園 かのき幼稚園 お日さま 子育て支援事業(上市市泉川字東河原 360) ☎673-5547

相談や行事を通じて親子の交流、親睦を図ります。※施設に専用の部屋(子育て支援室)はありません。

■子育て相談

電話または来所で、随時受付。月曜～金曜日、

10：00～15：00

■あそびの広場

日程は園へ問い合わせください。年5回開催予定。

10：00～12：00



★生後6か月～就学前のお子さん 総合子どもセンター「めんごりあ」 一時預かり



事前登録制で、就学前のお子さんをお預かりいたします。※体調不良時の利用はできません。

■保育日時 めんごりあ開館日の9：00～18：00

■対象 生後6か月～就学前のお子さん

■定員 最大10人 ※1日の利用は6時間まで。

■料金 ◇1時間・・・500円◇以降30分ごと250円
※兄弟割引あり(同時利用の場合、2人目から1時間・・・300円、以降30分ごとに150円)。

■利用方法

- ①めんごりあに連絡(☎672-5407)
- ②利用希望日の3日前まで事前登録(持ち物：母子手帳、お子さんの健康保険証、印鑑)
- ③利用希望日の前日午後3時までめんごりあへ申し込み

★1歳児～就学前のお子さん 一時保育



上山あいこども園(仮称) ☎673-1108

保育園に入所していない就学前のお子さんを一時的に保育します。※週5回まで利用できます。

■保育日時 月曜～金曜日、8：30～16：30

※保育時間は申請により、17：30まで延長も可能ですが、別途料金が必要です。

■利用できる理由 ◇保護者や親族の入院や通院◇パートタイム労働◇冠婚葬祭で子どもを同伴できないときなど

■対象 市内在住の1歳児～就学前のお子さん

■料金 いずれも食事・教材費を含みます。
◇3歳未満・・・1日3,000円(1時間500円)
◇3歳以上・・・1日2,500円(1時間400円)

■申し込み 利用希望日の1週間前まで保育園へ

★1歳児～就学前のお子さん 休日保育



日曜日や祝日に仕事や冠婚葬祭でお子さんを保育できない場合、保育園で代わって保育します。

上山あいこども園(仮称) ☎673-1108 子供の城保育園 ☎673-5665

■保育時間 日曜日、祝日の8：30～17：00

■対象 市内在住の1歳児～就学前のお子さん

■料金 1時間500円 ※食事、おやつは持参。

■申込み 利用希望日の1週間前まで各保育園へ
※園外の方は要相談

★0歳～小学6年生のお子さん

総合子どもセンター「めんごりあ」



ファミリー・サポート・セン

育児を手伝ってほしい人と手伝いたい人が助け合う、登録制の会員組織です。

■主な支援内容

◇子どもの預かり(保育所の開始までや終了後・放課後・冠婚葬祭などの都合で子どもを見られないとき)

◇保育所までの送迎

◇その他、仕事と育児の両立のために必要な援助

■登録条件

【利用会員(子育てを手伝ってほしい人)】

市内在住または市内の事業所に勤務していて、0歳～小学6年生のお子さんがある人

★体調不良時の強い味方！

かみのやま病児保育室「ぼかぼか」



病児保育

病気または病気の回復期にあり、保育施設等における集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等により家庭での保育ができないお子さんをお預かりします。

■保育時間 月曜～金曜日8：30～17：30

■定員 3人

■場所 みゆき会病院敷地内

■利用方法

①事前に子ども子育て課で登録(持ち物：母子手帳、運転免許証等身分証明書)

※急な場合は「ぼかぼか」でも可

②「ぼかぼか」に仮予約(電話で空き状況を確認)

③病院で受診

④「ぼかぼか」に本予約

※別途登録が必要です。詳細は子ども子育て課へお問い合わせください。

※連携中枢都市圏にある施設を広域利用できます。

詳細は、各自自治体へお問い合わせください。

●申込み・問合せ

上山ファミリー・サポート・センター
(総合子どもセンター「めんごりあ」内)

☎672-5407

【協会員(子育てを手伝ってくれる人)】

市内在住で、自宅子どもを預かることができる心身ともに健康な人 ※入会時に講習があります。利用会員と兼ねることもできます。

■預かる場所 原則協会の自宅

■利用料(子ども1人を預ける場合)

※利用後、上市市の助成金(1時間あたり300円)が交付。

◇月曜～金曜日の7：00～19：00

・・・1時間700円(実質400円)

◇月曜～金曜日の早朝・夜間、土・日・祭

・・・1時間800円(実質500円)



かみのやま病児保育室「ぼかぼか」

☎616-6171

対象児童及び料金

1歳～小学6年生の児童

	1日	半日 (概ね5時間未満)
① 上市市内及び連携中枢都市圏に在住の児童	2,000円	1,000円
② ①以外で保護者が上市市内に就労している児童	8,000円	4,000円

※必要に応じて別途昼食代550円。

◆連携中枢都市圏とは、山形市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町です。



→ホームページにも情報を掲載していますので、ぜひご覧ください

●上市市ホームページ

<http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/>

上市市 LINE 公式
アカウントもチェック!
▶「子育てナビ」から
子育て情報を見ることが
できます。





いっぱいあそぼうね！